

## 青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針

### 1 目的

この指針は、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第37号）にもとづき指定を行った公の施設において、指定管理者による管理運営の適正性を確保するための手法を定めることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

指定管理者制度を導入している公の施設を所管する課（以下「所管課」という。）は、指定管理者による施設の管理運営が法令等を遵守し、適正かつ効果的に行われているかどうかについて、継続的な確認作業およびその結果を踏まえた評価を行うとともに、必要に応じて改善のための措置を講ずるものとする。

### 3 管理運営状況の確認

所管課は、次に掲げる手法を踏まえ、当該施設の目的、事業内容、管理運営の状況等を考慮し、指定管理者と協議の上、個別具体的な方法を定めて確認作業を実施するものとする。

#### (1) 定期的確認

指定管理者に、施設の利用者数、収納状況等把握すべき事項を月報等に記録し、定期的に報告することを求め、施設の管理運営が適正に履行されているかについて確認する。

#### (2) 随時確認

必要に応じて業務の履行状況等管理運営の状況について現地調査を行う。

#### (3) 外部意見等の把握

所管課は、指定管理者に、利用者アンケートの実施を求め、利用者満足度等の把握に努める。

#### (4) 事業報告書の確認

年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書を確認し、必要に応じて指定管理者に資料の追加提出または説明を求め、指定管理者による管理運営状況を把握する。

### 4 管理運営状況の評価

所管課は、別に定める指定管理者評価シートを参考にして、施設ごとの評価シートを作成し、指定管理者から事業報告書の提出を受けた後、当該年度の管理運営状況を4段階で評価するものとする。

### 5 指定管理者への通知と改善

所管課は、評価結果を指定管理者に通知するとともに、必要に応じて改善を求めるものとする。

### 6 評価の公表

評価結果は、青梅市ホームページ等により公表を行うものとする。

### 7 実施期日

この指針は、平成24年4月1日から実施する。

### 8 経過措置

(1) この指針の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。